

(事務連絡)
令和 3年 3月 25日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者
指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者
指定（介護予防）短期入所生活介護事業者
指定（介護予防）短期入所療養介護事業者
指定居宅介護（介護予防）支援事業者 各位

西宮市介護保険課長
西宮市法人指導課長

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る留意事項について

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、各事業者様から問い合わせの多い質問を次のとおりまとめましたので、事業実施の参考にしていただきますようお願いいたします。これらの取扱いは予防給付についても同様です。

なお、これらの内容は、今後算定基準等の改定により取り扱いが変更となる可能性がありますのでご注意ください。

記

(1) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象基準について

公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、区分欄に「貸与」マークが付いているもの及び「購入」マークが付いているものは、本市の福祉用具貸与及び特定福祉用具購入の対象基準と相違しません。各事業者様におかれましては、介護保険の対象になるか疑義がある場合には、当該システムを参考にしていただきますようお願いいたします。

<福祉用具貸与の「認知症老人徘徊感知器」の取扱いについて>

福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当しない機能が含まれる場合は、当該用具を保険給付の対象外としているところですが、認知症徘徊感知器のうち外部との通信機能を有するものについては、本体部分と通信機能部分が区分できる場合に限り、本体部分を保険給付の対象としています。これは、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）に掲げられていない機能について、保険給付を行わないための取扱いです。よって、機能的な区分のみならず、物理的な区分もできなければ、保険給付の対象とはなりません。GPS端末が位置情報をメールやアプリで送信する製品は、物理的な区分ができない商品も多く見受けられ、福祉用具貸与の対象とならない可能性がありますので、公益財団法人テクノエイド協会の

福祉用具情報システムで「貸与」マークの有無を確認してください。

<当該取り扱いに伴う見直しに係る経過措置について>

この取り扱いに相違する福祉用具の貸与がある場合は、原則としてただちに貸与を見直していただく必要があります。しかしながら、使い慣れた福祉用具を急に変更することにより、利用者の日常生活に支障が生じることが予見される場合等においては、相当の経過期間を設けて見直すことも可能とします。具体的には、概ね1年程度の期間のうちに見直してください。

(2) 特定福祉用具販売の「浴槽内椅子」の取扱いについて

特定福祉用具販売の「浴槽内椅子」は、浴槽内での立ち上がりを容易にすることを目的とした福祉用具です。よって、浴槽に入るための踏み台としての用途を目的とした購入は認められません。

なお、平成26年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において、入浴用踏み台の検討がなされたところ、またぐ動作のリスクが高いこと、一般的に普及していることから給付対象にはしないと結論付けられました。またぎ動作に困難がある場合は、入浴台（バスボード）や浴槽用手すりの利用をご検討ください。

(3) 福祉用具貸与の「特殊寝台付属品」の取扱いについて

特殊寝台付属品の貸与は、特殊寝台を利用していることが前提となります。通常の寝台に対しては貸与できませんのでご注意ください。また、車椅子付属品についても同様です。

(4) 居宅介護福祉用具購入費の対象となる範囲について

居宅介護福祉用具購入費の対象となる範囲は、介護保険法第44条第3項において「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の100分の90に相当する額」と定められています。よって、付帯する設置費や工事費などは含まれませんのでご注意ください。

(5) 短期入所生活（療養）介護と福祉用具貸与との相互関係について

ア 基本的な考え方

短期入所生活（療養）介護（以下「短期入所」という。）を利用している間の福祉用具貸与に係る費用については、短期入所の報酬の中に包括的に含まれています。算定基準において、短期入所と福祉用具貸与との間に特段の算定制限がないのは、短期入所の短い期間に居宅から福祉用具を搬出入することが著しく不合理であるためです。

イ 指定（介護予防）福祉用具事業者から貸与された福祉用具（以下「指定福祉用具」という。）を短期入所先で利用することについて

上記アの考え方により、指定福祉用具を短期入所先で利用することは原則できません。ただし、使い慣れた指定福祉用具を利用したいなど利用者の希望がある場合には、次の要件を満たすことにより、短期入所先でも指定福祉用具を利用することを可能とします。

ただし、これは実質的な施設入所である、連続して30日を超えての利用又は利用が想定される場合（以下「ロングショート」という。）には適用されません。このような場合には、短期入所事業者において福祉用具を用意する必要があります。

- ・ 当該指定福祉用具を利用者が居宅において使用していること。
- ・ 当該指定福祉用具の短期入所中の利用を利用者が希望していること。
- ・ 短期入所の期間が連続して30日を超えないこと（自費の場合も含む）。
- ・ 当該指定福祉用具の使用が、利用者の短期入所での生活上必要不可欠であること。

ウ ロングショート中に、「30日リセット」を行った場合について

30日リセットは施設入所と変わらない利用を防止するためのものであるため、30日リセットのために暦日で1日以上元の自宅に戻る場合、居宅は元の自宅であると考えられます。よって、1日だけの利用であっても、元の自宅で福祉用具貸与を利用することができます。ただし、利用者の状態像や自宅の生活環境にあった福祉用具を位置付けるよう、適切にアセスメント等を実施し、居宅サービス計画等に位置付けてください。

以 上

【お問合せ先】

西宮市介護保険課 給付適正化チーム

TEL：0798-35-3048